

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン 別表11

保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度（改正案）

表 1

- 「個人／家族」： 個人や家族を対象とした卒業時の到達度
- 「地域(集団／組織)」： 集団（自治会の住民、要介護高齢者集団、管理的集団、小学校のクラス等）や組織（自治体、事業所 、学校等）を含む地域の人々を対象とした卒業時の到達度
- 卒業時の到達度レベル
- I： 少しの助言で自立して実施できる
- II： 指導の下で実施できる(指導保健師や教員の指導の下で実施できる)
- III： 学内演習で実施できる(事例等を用いて模擬的に計画を立てることができる又は実施できる)
- IV： 知識として分かる

※ 保健師の技術は広範囲であり、別表11の大項目や中項目のみならず、小項目の中にも含まれている。実際の保健活動では、個人や家族、地域(集団／組織)の状況に応じてそれらを複数組み合わせ提供する。

実践能力	卒業時の到達目標				到達度	
	大項目	中項目	小項目		個人/ 家族	<u>地域 (集団/ 組織)</u>
I. 地域の健康課題の明確化と計画・立案する能力	1. 地域の健康課題を明らかにし、解決・改善策を計画・立案する	A. 地域の人々の生活と健康を多角的・継続的・包括的にアセスメントする	1	身体的・精神的・社会文化的側面から <u>発達段階も踏まえて客観的・主観的</u> 情報を収集し、アセスメントする	I	I
			2	社会資源について情報収集し、アセスメントする	I	I
			3	生活環境について、 <u>物理的（気候、空気、水等）及び社会的（文化、人間関係、経済等）側面から情報を収集しアセスメントする</u>	I	I
			4	対象者の属する <u>地域・職場／学校生活集団</u> について情報を収集し、アセスメントする	I	I
			5	健康問題を持つ当事者の視点を踏まえてアセスメントする	I	I
			6	系統的・経時的に情報を収集し、継続してアセスメントする	I	I
			7	収集した情報を統合してアセスメントし、 <u>地域(集団／組織)の特性を明確にする</u>	I	I
		B. 地域の顕在的、潜在的健康課題を <u>明確にする</u>	8	顕在化している健康課題を <u>明確にする</u>	I	I
			9	健康課題を持ちながらそれを認識していない・表出しない・表出できない人々を <u>把握する</u>	I	II
			10	潜在化している健康課題を <u>明確にし、今後起こり得る健康課題を予測する</u>	I	II
			11	地域の人々の持つ力（健康課題に気づき、解決・改善、健康増進する能力）を <u>把握する</u>	I	I
		C. 地域の健康課題に対する活動を計画・立案する	12	健康課題について <u>多角的に判断し、優先順位を付ける</u>	II	II
			13	健康課題に対する解決・改善に向けた目的・目標を設定する	I	I
			14	地域の人々に適した支援方法を選択する	I	I
			15	目標達成の手順を明確にし、実施計画を立案する	I	I
			16	評価の項目・方法・時期を設定する	I	I
II. 地域の健康増進能力を高める個人・家族・集団・組織への継続的支援と協働・組織活動及び評価する能力	2. <u>PDCAサイクルに基づき、</u> 地域の人々・関係者・関係機関等と協働して、健康課題を解決・改善し、健康増進能力を高める	D. 活動を展開する	17	地域の人々の持つ力を引き出し、 <u>高めるよう支援する</u>	II	II
			18	地域の人々が意思決定できるよう支援する	II	II
			19	<u>健康課題に応じた訪問・相談による支援を行う</u>	II	II
			20	<u>健康課題に応じた健康教育による支援を行う</u>	II	II
			21	<u>地域組織・当事者グループ等の育成及び活動の支援を行う</u>	I	II
			22	活用できる社会資源及び協働できる機関・人材について、情報提供をする	I	I
			23	支援目的に応じて社会資源を活用する	II	II
			24	<u>当事者及び関係者・関係機関（産業保健・学校保健を含む）等でチームを組織する</u>	II	II
			25	<u>集団的・組織的アプローチ等を組み合わせて活動する</u>	I	II
			26	<u>地域・職場・学校等の場において法律や条例等を踏まえて活動する</u>	I	I
			27	目的に基づいて活動を記録する	I	I

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン 別表11
保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度（改正案）

実践能力	卒業時の到達目標				到達度	
	大項目	中項目	小項目		個人/ 家族	地域 (集団/ 組織)
		E. 地域の 人々・関係 者・関係機関 等と協働する	28	協働するためのコミュニケーションをとりながら信頼関係を築く	I	<u>I</u>
			29	活動目的及び必要な情報を共有する	I	II
			30	<u>相互</u> の役割を認識し、連携・協働する	II	II
		F. 活動の評 価・フォロー アップする	31	活動の評価を行う	I	I
			32	評価結果を活動にフィードバックする	I	I
			33	継続した活動が必要な対象を判断する	I	II
			34	必要な対象に継続した活動を行う	II	II
Ⅲ. 地域 の健康危 機管理能 力	3. 地域の 健康危機 管理を行 う	G. 平時から健 康危機管理体 制を整える	35	健康危機（感染症・虐待・DV・自殺・災害等）の <u>発生予防・減災対策</u> を講じる。	II	III
			36	健康危機の発生予防・減災対策の教育活動を行う	II	II
			37	健康危機管理体制を整える	III	III
			38	生活環境の整備・改善について提案する	<u>II</u>	III
		H. 健康危機の 発生に対応す る	39	健康危機に関する情報を迅速に把握し、対応する	<u>III</u>	<u>III</u>
			40	関係者・関係機関等の役割を明確にし、 <u>連絡・調整</u> を行う	III	III
			41	保健・医療・介護・福祉等のシステムを効果的に活用する	<u>III</u>	<u>III</u>
			42	健康危機の原因究明を行い、解決・改善・ <u>予防策</u> を講じる	<u>III</u>	<u>III</u>
			43	健康危機の増大を防止する	<u>III</u>	<u>III</u>
		I. 健康危機か らの回復に対 応する	44	健康危機の発生からの回復に向けた支援を行う	<u>III</u>	<u>III</u>
			45	健康危機への対応と管理体制を評価し、 <u>見直す</u>	IV	IV
Ⅳ. 地域 の健康水 準を高め る事業 化・施策 化・社会 資源開 発・シス テム化す る能力	4. 地域の 人々の健 康を保障 するため に、 <u>公 平・公正 に制度や 資源を管 理・開発 する</u>	J. 事業化する	46	必要な情報を収集し、事業化の必要性を明確にする	I	
			47	事業化の必要性を地域の人々や関係する部署・機関に対し根拠に基づき説明する	III	
			48	地域の人々の特性・ニーズ等の根拠に基づき、法や条例、組織（行政・事業所・学校等）の基本方針・基本計画との整合性を踏まえて事業を立案する	III	
			49	予算の仕組みを理解し、根拠に基づき事業の予算案を作成する	<u>IV</u>	
			50	事業化のために、関係する部署・機関と協議・交渉する	III	
			51	<u>立案した事業を実施し、安全（面）を含めた進行管理を行う</u>	<u>IV</u>	
			52	事業をストラクチャー・プロセス・アウトカム・アウトプットの観点から評価し、 <u>成果を説明する</u>	III	
		K. 施策化する	53	地域及び組織の基本方針・基本計画の策定に関与する	<u>IV</u>	
			54	必要な情報を収集し、施策化の必要性を明確にする	<u>I</u>	
			55	施策化の必要性を地域の人々や関係する部署・機関に対し根拠に基づき説明する	III	
			56	施策化のために、関係する部署・機関と協議・交渉する	III	
			57	地域の人々の特性・ニーズ等の根拠に基づき、法や条例、組織（行政・事業所・学校等）の基本方針・基本計画との整合性を踏まえて施策を立案する	III	
			58	<u>立案した施策を実施し、進行管理を行う</u>	<u>IV</u>	
			59	施策をストラクチャー・プロセス・アウトカム、アウトプットの観点から評価し、 <u>成果を説明する</u>	<u>IV</u>	

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン 別表11
保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度（改正案）

実践能力	卒業時の到達目標				到達度	
	大項目	中項目	小項目		個人/ 家族	地域 (集団/ 組織)
		L. 社会資源を 活用・開発・ 管理する	60	<u>活用可能な既存の社会資源とその利用上の課題及び新たな社会資源の開発の必要性を明確にする</u>	Ⅲ	
			61	<u>地域組織やサービスを既存の社会資源として活用、または開発する方法を選定する</u>	Ⅲ	
			62	<u>サービスを既存の社会資源として活用、または必要な社会資源を開発する</u>	Ⅲ	
			63	<u>健康課題にかかわる社会資源が機能しているか継続的に評価・改善する</u>	Ⅲ	
			64	<u>健康課題にかかわる社会資源の質管理をする</u>	Ⅳ	
		M. ケアシステムを構築する	65	<u>ケアシステムを構築する必要性を明確にする</u>	Ⅰ	
			66	<u>関係する部署・機関や地域の人々と協働してケアシステムを構築する</u>	Ⅲ	
			67	<u>ケアシステムが機能しているか継続的に評価する</u>	Ⅲ	
Ⅴ. 専門的自律と継続的な質の向上能力	5. 保健・医療・福祉及び社会に関する最新の知識・技術を主体的・継続的に学び、実践の質を向上させる	N. 倫理的課題に対応する	68	<u>地域における弱い立場にある（支援を求めない/求めることがでない）人々の尊厳と人権を擁護する</u>	Ⅰ	
			69	<u>集団・組織の健康・安全と個人の人権との間で起こる倫理的問題について対応する</u>	Ⅱ	
			70	<u>保健師活動の基本理念としての社会的正義・公正に基づき、支援を行う</u>	Ⅱ	
			71	<u>地域の人々の生活と文化に配慮した活動を行う</u>	Ⅰ	
			72	<u>地域の人々のプライバシー権の侵害となる個人情報や組織の情報の保護・保存に配慮した情報の管理を行う</u>	Ⅰ	
		O. 研究の成果を活用する	73	<u>保健師活動に研究の成果を活用する</u>	Ⅲ	
			74	<u>経済的状況を含めた社会情勢と地域の健康課題の関係性を踏まえて保健師活動の研究・開発を行う</u>	Ⅲ	
		P. 継続的に学ぶ	75	<u>社会情勢・知識・技術を主体的、継続的に学ぶ</u>	Ⅰ	
			76	<u>組織としての人材育成方策を理解・活用する</u>	Ⅳ	
		Q. 保健師としての責任を果たす	77	<u>保健師として活動していくための自己の課題を明確にする</u>	Ⅰ	

保健師助産師看護師学校養成所指定規則

表 2

別表一 改正案（第二条関係）

教 育 内 容	単 位 数	備 考
公衆衛生看護学	<u>18</u> (<u>16</u>)	
公衆衛生看護学概論	2	
個人・家族・集団・組織の支援	}	健康危機管理を含む。
公衆衛生看護活動展開論		
公衆衛生看護管理論		
疫学	2	
保健統計学	2	
保健医療福祉行政論	<u>4</u> (<u>3</u>)	
臨地実習	5	
公衆衛生看護学実習	5	保健所・市町村での実習を含む。
個人・家族・集団・組織の支援 実習	2	継続した指導を含む。
公衆衛生看護活動展開論実習	}	
公衆衛生看護管理論実習		
合 計	<u>31</u> (<u>28</u>)	

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習五単位以上及び臨地実習以外の教育内容二十八単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

教育の基本的考え方	
1)	個人・家族・集団・組織を含むコミュニティ（共同体）を地域とし、 <u>個人の状況も踏まえつつ地域及び地域を構成する人々の心身の健康並びに疾病・障害の予防、発生、回復及び改善の過程を多角的・系統的かつ予測的に捉えてアセスメントし、顕在・潜在している地域の健康課題を明確にし、解決・改善策を計画・立案・実施・評価する能力を養う。</u>
2)	地域の人々が、自らの健康状態を認識し、健康の保持増進を図ることができるよう <u>予防的アプローチも含めて支援するとともに、自主的に社会資源を活用できるよう支援し評価する能力を養う。</u>
3)	<u>広域的視点も踏まえて、平常時から健康危機管理の体制を整備し、健康危機の発生時から発生後の健康課題を早期に発見し迅速かつ組織的に対応する能力を養う。</u>
4)	地域の健康水準を高めるために、保健・医療・ <u>介護・福祉サービス</u> を調整し活用する能力及び地域の健康課題の解決に必要な <u>事業化や施策化、社会資源の活用・開発・管理及びケアシステムの構築を行う能力を養う。</u>
5)	保健・医療・介護・福祉に関する最新の知識・技術を主体的かつ継続的に <u>学ぶことにより実践の質を向上させ、社会情勢の動向を的確に捉え、社会的正義・公正に基づき、倫理的問題に対応する能力を養う。</u>

教育内容	単位数	留意点
公衆衛生看護学	<u>18</u>	
公衆衛生看護学概論	2	個人・家族・集団・組織を含むコミュニティ（共同体）及び地域を構成する人々の集合体の健康増進・改善を目指すアプローチの基本的な考え方を学ぶ内容とする。
個人・家族・集団・組織の支援	16	個人・家族の健康及び生活実態や疫学データ、 <u>保健統計から地域をアセスメントし、顕在化・潜在化した健康課題を明確にする方法を学ぶ内容とする。</u>
		健康課題への支援を計画・ <u>立案し、継続訪問や社会資源の活用等による実践プロセスを演習を通して学ぶ内容とする。</u>
		人々の健康行動の特性及び効果的な介入方法と技術を学ぶ内容とする。
		集団における教育方法や集団力学等を学ぶ内容とする。
公衆衛生看護活動展開論	16	地域の人々や医療・福祉等の他職種との協働・マネジメントを学ぶ内容とする。
		ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチの連動による活動の展開を学ぶ内容とする。
		産業保健・学校保健における活動の展開を <u>演習を通して学ぶ内容とする。</u>
		<u>社会の構造・機能、組織等の理解等、施策化の基盤となる内容を含むこととする。</u>
公衆衛生看護管理論		<u>健康危機管理について事例を用いた演習を通して学ぶ内容とする。</u>
疫学	2	公衆衛生看護活動を展開するうえで、基盤となる疫学調査・分析、活用方法について学ぶ内容とする。
保健統計学	2	公衆衛生看護活動における統計学の基礎、情報処理技術及び統計情報とその活用方法について <u>演習を通して学ぶ内容とする。</u>
保健医療福祉行政論	<u>4</u>	保健・医療・ <u>介護・福祉施策</u> の企画及び評価について学ぶ内容とする。
		調査で明らかにされた生活環境が人々に及ぼす健康上の影響など、健康に係る社会問題を解決する政策形成過程に活かす方法を学ぶ内容とする。
		<u>政策形成過程について事例を用いた演習を通して学ぶ内容とする。</u>
臨地実習	5	
公衆衛生看護学実習	5	保健所・市町村に加え、 <u>産業保健、学校保健を含む多様な場で学生が主体的に取り組むことができる実習を行う。</u>
個人・家族・集団・組織の支援実習	2	地域の社会資源を活用し、生活を支援する実習とする。
	3	<u>訪問や相談を含めた保健指導を通して、地域の健康課題とその解決のためのプロセスを理解することができる実習とする。</u>
		<u>訪問を含めた継続的な保健指導を通して、個人・家族への支援を評価できる実習とする。</u>
公衆衛生看護活動展開論実習		個人と地域全体を連動させながら捉え、地域全体に対してPDCAを展開する過程を学ぶ実習とする。
公衆衛生看護管理論実習		地域住民、関係機関や医療・ <u>介護・福祉</u> の他職種と協働しながら事業化した事例の <u>実際を学ぶ実習とする。</u>
		公衆衛生看護活動の管理や評価、健康危機管理の体制について学ぶ実習とする。
総 計	<u>31</u>	

実践能力	卒業時の到達目標			
	大項目	中項目	小項目	
I .助産における倫理的課題に対応する能力	1. 母子の命の尊重		1	母子両者に関わる倫理的課題に対応する
II .マタニティケア能力	2. 妊娠期の診断とケア	A.妊婦と家族の健康状態に関する診断とケア	2	妊娠の診断プロセスを理解し、適切な診断方法を選択する
			3	妊娠週数及び分娩予定日を推定する
			4	妊娠経過を診断する
			5	身体的・心理的・社会的・文化的側面から妊婦の健康状態を診断し、必要なケアを行う
			6	妊婦や家族へ出産準備・親役割獲得の支援を行う
			7	妊娠経過から分べん・産じょくを予測し、予防的観点から日常生活上のセルフケアを促す支援を行う
			8	ペリネイタル・ロスを経験した妊産婦と家族へのグリーフケアを理解する
			9	夫婦等が出生前診断の意思決定ができるよう支援する
		C.ハイリスク妊婦への支援	10	ハイリスク妊婦の状態をアセスメントし、重症化予防の観点からの支援を行う
			3. 分べん期の診断とケア	D.正常分べん
	12	破水を診断する		
	13	分べんの進行状態を診断する		
	14	産婦と胎児の健康状態を診断する		
	15	分べん進行に伴う産婦と家族のケアを行う		
	16	経腔分べんを介助する		
	17	出生直後から早期母子接触・早期授乳を行い、愛着形成を促す		
	18	産婦とともにバースレビューを行う		
	19	分べん進行に伴う異常を予測し、予防的なケアを行う		
	E.異常状態	20		異常発生時の母子の状態から必要な介入を判断し、実施する
		21	正常範囲を超える出血の診断を行い、必要な処置を理解する	
		22	帝王切開前後のケアを行う	
	4. 新生児の診断とケア		23	新生児の胎外生活への適応の診断とケアを行う
	5. 産じょく期の診断とケア	E.じょく婦の診断とケア	24	産じょく経過に伴う生理的変化を診断し、予防的ケアを行う
			25	身体的・心理的・社会的・文化的側面からじょく婦の健康状態を診断し、必要なケアを行う
			26	産後うつ症状を早期に発見し、支援する
			27	じょく婦のセルフケア能力を高める支援を行う
			28	育児に必要な基本的知識を提供し、技術支援を行う
			29	新しい家族としての児への愛着形成を支援する
			30	1か月健康診査までの母子の状態をアセスメントし、母子と家族を支援する
			31	母乳育児に関する知識及び技術を提供し、乳房ケアを行う
			32	授乳について自己選択ができるよう支援する
			33	児の虐待ハイリスク要因に対する予防的な支援の必要性を理解する

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン 別表12
助産師に求められる実践能力と卒業時の到達目標（改正案）

実践能力	卒業時の到達目標			
	大項目	中項目	小項目	
	6. 出産・育児期の家族ケア	G.ハイリスクの母子のケア	34	心理的危機状態にある家族を支援する
			35	母子分離の状態にある児や家族を支援する
		7. 地域母子保健におけるケア	36	新しい家族システムの状態をアセスメントし、支援方法を理解する
			37	地域社会の資源や機関を活用できるよう支援する
			38	産後4か月程度までの母子の健康状態をアセスメントする
			39	母子をとりまく保健・医療・福祉関係者と連携及び協働し、母子や家族への支援を行う
			40	母子が居住する地域で提供されている母子保健活動を理解する
			41	地域組織・当事者グループ等の活動の必要性を理解する
			42	災害時の母子への支援を理解する
	8. 助産業務管理	H.法的規定	43	法令に基づく助産師の業務を理解する
		I.周産期医療システムと助産	44	周産期医療システムの運用と地域連携を行う必要性を理解する
			45	病院・診療所・助産所等の場に応じた助産業務管理の特徴を理解する
Ⅲ.ウイメンズヘルスケア能力	9. ライフステージ各期の性と生殖のケア(マタニティステージを除く)	J.思春期の男女への支援	46	思春期のセクシュアリティ発達を支援する
			47	妊娠可能性のあるケースへの支援を理解する
			48	二次性徴に関する正しい知識の獲得及び対応を理解する
			49	月経障害による症状緩和のセルフケアに必要な支援を行う
			50	性感染予防の啓発を理解する
			51	教育関係者及び専門職との連携や家族への支援を理解する
		K.女性とパートナーに対する支援	52	家族計画(受胎調節法を含む)に対する支援を行う
			53	互いを尊重したパートナーとの関係の構築を啓発し、DV(性暴力等)を予防する支援を理解する
			54	DV(性暴力等)被害の早期発見と相談者への支援を理解する
			55	性感染症罹患の予防に関する啓発活動を他機関と連携する必要性を理解する
			56	生活自立困難なケースに対して提供する妊娠・出産・育児に関する社会資源の情報及び支援を理解する
		L.不妊の悩みを持つ女性と家族に対する支援	57	不妊治療を受けている女性・夫婦・カップル等の自己決定に向けた支援を理解する
			58	不妊治療を受けている女性・夫婦・カップル等に対して提供する不妊検査・治療等の社会資源の情報及び支援を理解する
			59	家族を含めた支援と他機関と連携する必要性を理解する
		M.中高年女性に対する支援	60	健康的なセクシュアリティ維持に関する支援と啓発を行う
			61	中高年の生殖器系に関する健康障害の予防策や日常生活に対する支援を理解する
			62	加齢に伴う生理的変化やQOLの維持・向上に向けた支援を理解する
Ⅳ.専門的自律能力	10. 助産師としてのアイデンティティの形成		63	助産師としてのアイデンティティを形成する

■卒業時の到達レベル
＜演習＞
Ⅰ：モデル人形もしくは学生間で単独で実施できる
Ⅱ：モデル人形もしくは学生間で指導の下で実施できる
＜実習＞
Ⅰ：単独で実施できる
Ⅱ：指導の下で実施できる
Ⅲ：実施が困難な場合は見学する

項目	技術の種類		卒業時の到達度	
			演習	実習
1. 妊婦健康診査に係る手技	1	レオポルド触診法	Ⅰ	Ⅰ
	2	子宮底及び腹囲測定	Ⅰ	Ⅰ
	3	ザイツ法	Ⅰ	Ⅰ
	4	胎児心音聴取	Ⅰ	Ⅰ
	5	内診	Ⅰ	Ⅱ
	6	ノンストレステストの実施	Ⅰ	Ⅰ
	7	経腹超音波を用いた計測	Ⅱ	Ⅲ
2. 分べん進行の診断に係る手技	8	分娩監視装置の装着	Ⅰ	Ⅰ
	9	内診	Ⅰ	Ⅱ
3. 分べん介助に係る手技	10	分娩野の作成	Ⅰ	Ⅰ
	11	肛門保護	Ⅰ	Ⅰ
	12	会陰保護	Ⅰ	Ⅰ
	13	最小周囲径での児頭娩出	Ⅰ	Ⅰ
	14	肩甲娩出	Ⅰ	Ⅰ
	15	骨盤誘導線に沿った体幹の娩出	Ⅰ	Ⅰ
	16	臍帯巻絡の確認	Ⅰ	Ⅰ
	17	臍帯結紮及び切断	Ⅰ	Ⅰ
	18	新生児の自発呼吸の確認及び蘇生	Ⅰ	Ⅱ
	19	適切な方法での胎盤娩出	Ⅰ	Ⅰ
	20	胎盤の確認	Ⅰ	Ⅰ
	21	軟産道の状態の確認	Ⅰ	Ⅱ
	22	子宮収縮状態の確認	Ⅰ	Ⅰ
	23	出血の状態の確認	Ⅰ	Ⅱ
	24	児及び胎児附属物の計測	Ⅰ	Ⅱ
	25	分べんに係る記録の記載	Ⅰ	Ⅱ
4. 異常発生時の母子への介入に係る手技	26	胎児機能不全への対応	Ⅱ	Ⅲ
	27	産科危機的出血への処置	Ⅱ	Ⅲ
	28	産婦に対する一次救命処置（Basic Life Support：BLS）	Ⅱ	Ⅲ
	29	会陰切開及び裂傷後の縫合	Ⅱ	Ⅲ
	30	新生児蘇生法の実施	Ⅱ	Ⅲ

保健師助産師看護師学校養成所指定規則

表 6

別表二 改正案（第三条関係）

教 育 内 容	単 位 数	備 考
基礎助産学	6 (5)	
助産診断・技術学	<u>1 0</u>	
地域母子保健	<u>2</u>	
助産管理	2	
臨地実習	1 1	
助産学実習	1 1	実習中分べんの取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき十回程度行わせること。この場合において、原則として、取り扱う分べんは、正期産・経膣分べん・頭位単胎とし、分べん第一期から第三期終了より二時間までとする。
合 計	<u>3 1</u> (<u>3 0</u>)	

- 備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。
- 二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。
- 三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十一単位以上及び臨地実習以外の教育内容二十単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

教育の基本的考え方		
1) 妊産じょく婦及び胎児・新生児の健康状態を診断し、妊娠・分べん・産じょくがより健康で安全に経過し、育児を主体的に行えるよう、根拠に基づき支援する能力を養う。 2) 性と生殖をめぐる健康に関する課題に対して、継続的に支援する能力を養う。 3) 安心して子どもを産み育てるために、多職種と連携・協働しながら、個人及び社会にとって必要な地域の社会資源の活用や調整を行う能力を養う。 4) 助産師の役割・責務を自覚し、女性と子ども並びに家族の尊厳と権利を尊重する倫理観及び専門職として自律する能力を養う。		
教育内容	単位数	留意点
基礎助産学	6	生涯を通じて、性と生殖に焦点を当てて支援する活動である助産の基礎について学ぶ内容とする。 母子の命を同時に尊重することに責任を持つ役割を理解し、生命倫理を深く学ぶ内容とする。 母性・父性を育むことを支援する能力を養う内容とし、また対象の身体的・心理的・社会的・文化的側面を統合的にアセスメントする能力を強化する内容とする。 チーム医療や関係機関との調整・連携について学ぶ内容とする。 助産師の専門性、助産師に求められる姿勢、態度について学ぶ内容とする。
助産診断・技術学	10	助産の実践に必要な基本的技術及び分娩等において対象や他職種の専門性を尊重し、適切な役割分担と連携の下で支援を行うための高いコミュニケーション能力を確実に修得する内容とする。 女性及び家族への生涯にわたる健康の継続的支援を行う内容とする。 助産過程の展開に必要な助産技術を確実に修得するために、演習を充実・強化する内容とする。 妊婦・じょく婦・新生児の健康状態に関するアセスメント及びそれに基づく支援を強化する内容とする。 妊娠経過を診断するための能力、正常からの逸脱を判断し、異常を予測する臨床判断能力を養い、診断に伴う最新の技術を修得する内容とする。 分べん期における緊急事態（会陰の切開及び裂傷に伴う縫合、新生児蘇生、止血処置、児の異常に対する産婦・家族への支援等）に対応する能力を強化する内容とする。 妊産婦の主体性を尊重した出産を支援し、妊娠・分べん・産じょく期にわたる継続的な支援を強化する能力を養う内容とする。
地域母子保健	2	住民の多様なニーズに対応した母子保健サービスを提供できるための能力を養うとともに、保健・医療・福祉関係者と連携・協働しながら、地域における子育て世代を包括的に支援する能力を養う内容とする。産後4か月程度までの母子のアセスメントを行う能力を強化する内容とする。
助産管理	2	助産業務の管理、助産所の運営の基本及び周産期医療システムについて学ぶ内容とする。 周産期における医療安全の確保と医療事故への対応、平時の災害への備えと被災時の対応について学ぶ内容とする。
臨地実習	11	助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理の実習を含むものとする。
助産学実習	11	実習期間中に妊娠中期から産後1ヶ月まで継続して受け持つ実習を1例以上行う。 妊婦健康診査を通して妊娠経過の診断を行う能力を強化する実習とする。 産じょく期の授乳支援や1ヶ月健康診査までの母子のアセスメント及び母子と家族を支援する能力を強化する実習とする。 産後4か月程度の母子のアセスメントを行う能力を強化する実習を行うことが望ましい。 分べんの取扱いの実習については、分べんの自然な経過を理解するため、助産師又は医師の監督の下に、学生1人につき正常産を10回程度直接取り扱うことを目安とする。取り扱う分べんは、原則として正期産・経膈分べん・頭位単胎とし、分べん第1期から第3期終了より2時間までとする。
総 計	31	

看護師の実践能力	構成要素	卒業時の到達目標	
Ⅰ群 ヒューマンケアの基本的な能力	A. 対象の理解	1	<u>対象者の状態を理解するのに必要な</u> 人体の構造と機能について理解する
		2	<u>胎生期から死までの生涯各期の成長・発達・加齢の特徴に関する知識をもとに対象者を理解する</u>
		3	対象者を身体的・心理的・社会的・文化的側面から <u>総合的に</u> 理解する
	B. 実施する看護についての説明責任	4	実施する看護の根拠・目的・方法について <u>対象者の理解度を</u> 確認しながら説明する
	C. 倫理的な看護実践	5	<u>看護職としての倫理観を持ち、法令を遵守して</u> 行動する
		6	<u>対象者の尊厳を守る意義を理解し、価値観、生活習慣、慣習、信条等を尊重した行動をとる</u>
		7	対象者の情報の取扱い及び共有の方法を理解し、適切な行動をとる
		8	対象者の選択権及び自己決定権を尊重し、 <u>対象者及び家族の意思決定を</u> 支援する
	D. 援助的関係の形成	9	対象者と自分の境界を尊重しながら <u>関係を構築する</u>
		10	対人技法を用いて、 <u>信頼関係の形成に必要な</u> コミュニケーションをとる
		11	必要な情報を対象者の <u>状況に</u> 合わせた方法で提供する
Ⅱ群 根拠に基づき、看護を計画的に実践する能力	E. アセスメント	12	健康状態のアセスメントに必要な客観的・主観的情報を <u>系統的に</u> 収集する
		13	情報を整理し、分析・解釈・統合し、 <u>看護課題の優先順位を</u> 判断する
	F. 計画	14	根拠に基づき <u>対象者の状況に応じた</u> 看護を計画する
		15	<u>看護計画の立案にあたって、対象者を</u> 含むチームメンバーと連携・協働する必要性を理解する
	G. 実施	16	計画に <u>基づき</u> 看護を実施する
		17	対象者の状態に合わせて、 <u>安全・安楽・自立／自律に</u> 留意しながら看護を実施する
	H. 評価	18	実施した看護の結果を評価し、必要な報告を行い記録に残す
		19	評価に基づいて計画の修正をする
Ⅲ群 健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復にかかわる実践能力	I. 健康の保持・増進、疾病の予防	20	生涯各期における健康の保持増進や疾病予防における看護の役割を説明する
		21	<u>環境が健康に及ぼす影響と</u> 予防策について理解する
		22	対象者及び家族に必要な資源を理解し、健康の保持・増進に向けた生活に関する支援を行う
	J. 急速に健康状態が変化する対象への看護	23	急速に健康状態が <u>変化する</u> （周術期や急激な病状の変化、救命救急処置を必要としている等） <u>対象の病態や、治療とその影響について</u> 理解する
		24	基本的な救命救急処置の方法を理解し、 <u>模擬的に</u> 実践する
		25	<u>健康状態の急速な変化に</u> 気づき、迅速に報告する
		26	合併症予防の <u>ために必要な</u> 看護を理解し、回復過程を支援する
		27	日常生活の自立／自律に向けた回復過程を支援する
		28	慢性的経過をたどる人の病態や、治療とその影響について説明する
	K. 慢性的な変化にある対象への看護	29	対象者及び家族が健康課題に <u>向き合う過程を</u> 支援する
		30	<u>健康課題を持ちながらもその人らしく</u> 過ごせるよう、生活の質（QOL）の維持・向上に向けて支援する
		31	急性増悪の <u>予防・早期発見・早期対応に向けて</u> 継続的に観察する
		32	終末期にある対象者の治療と苦痛を理解し、緩和に向けて支援する
	L. 終末期にある対象への看護	33	<u>終末期にある対象者の意思を</u> 尊重し、その人らしく過ごせるよう支援する
		34	終末期にある対象者及び家族を多様な場においてチームで支援することの重要性を理解する

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン 別表13
看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標（改正案）

看護師の 実践能力	構成要素	卒業時の到達目標	
Ⅳ群 ケア環境 とチーム 体制を理 解し活用 する能力	M. 看護専門職の役割 と責務	35	看護職の業務を法令に基づいて理解するとともに、その役割と機能を説明する
		36	看護チーム内における看護師の役割と責任を理解する
	N. 安全なケア環境の 確保	37	リスク・マネジメントを含む医療安全の基本的な考え方と看護師の役割について説明する
		38	感染防止策の目的と根拠を理解し、適切な方法で実施する
		39	関係法規及び各種ガイドラインに従って行動する
	O. 保健・医療・福祉 チームにおける多職 種との協働	40	保健・医療・福祉チームにおける看護師及び他職種の機能・役割を理解する
		41	対象者を取りまく保健・医療・福祉関係者間の協働の必要性について理解する
		42	対象者を含むチームメンバーと連携・共有・再検討しながら看護を実践する
	P. 地域包括ケアシス テムにおける看護の 役割	43	地域包括ケアシステムの観点から多様な場における看護の機能と役割について理解する
		44	日本における保健・医療・福祉の動向と課題を理解する
		45	諸外国における保健・医療・福祉の動向と課題を理解する
Ⅴ群 専門職者 として研 鑽し続け る基本能 力	Q. 継続的な学習	46	看護実践における自らの課題に取り組み、継続的に専門職としての能力の維持・向上に努める必要性和方法を理解する
	R. 看護の質の改善に 向けた活動	47	看護の質の向上に努める必要性を理解する
		48	看護実践に新たな技術やエビデンスに基づいた知見を活用し、批判的吟味をすることの重要性を理解する

■卒業時の到達レベル
＜演習＞
Ⅰ：モデル人形もしくは学生間で単独で実施できる
Ⅱ：モデル人形もしくは学生間で指導の下で実施できる
＜実習＞
Ⅰ：単独で実施できる
Ⅱ：指導の下で実施できる
Ⅲ：実施が困難な場合は見学する

項目	技術の種類		卒業時の到達度	
			演習	実習
1. 環境調整技術	1	快適な療養環境の整備	Ⅰ	Ⅰ
	2	臥床患者のリネン交換	Ⅰ	Ⅱ
2. 食事の援助技術	3	食事介助（嚥下障害のある患者を除く）	Ⅰ	Ⅰ
	4	食事指導	Ⅱ	Ⅱ
	5	経管栄養法による流動食の注入	Ⅰ	Ⅱ
	6	経鼻胃チューブの挿入	Ⅰ	Ⅲ
3. 排泄援助技術	7	排泄援助（床上、ポータブルトイレ、オムツ等）	Ⅰ	Ⅱ
	8	膀胱留置カテーテルの管理	Ⅰ	Ⅲ
	9	導尿又は膀胱留置カテーテルの挿入	Ⅱ	Ⅲ
	10	浣腸	Ⅰ	Ⅲ
	11	摘便	Ⅰ	Ⅲ
	12	ストーマ管理	Ⅱ	Ⅲ
4. 活動・休息援助技術	13	車椅子での移送	Ⅰ	Ⅰ
	14	歩行・移動介助	Ⅰ	Ⅰ
	15	移乗介助	Ⅰ	Ⅱ
	16	体位変換・保持	Ⅰ	Ⅰ
	17	自動・他動運動の援助	Ⅰ	Ⅱ
	18	ストレッチャー移送	Ⅰ	Ⅱ
5. 清潔・衣生活援助技術	19	足浴・手浴	Ⅰ	Ⅰ
	20	整容	Ⅰ	Ⅰ
	21	点滴・ドレーン等を留置していない患者の寝衣交換	Ⅰ	Ⅰ
	22	入浴・シャワー浴の介助	Ⅰ	Ⅱ
	23	陰部の保清	Ⅰ	Ⅱ
	24	清拭	Ⅰ	Ⅱ
	25	洗髪	Ⅰ	Ⅱ
	26	口腔ケア	Ⅰ	Ⅱ
	27	点滴・ドレーン等を留置している患者の寝衣交換	Ⅰ	Ⅱ
	28	新生児の沐浴・清拭	Ⅰ	Ⅲ
6. 呼吸・循環を整える技術	29	体温調節の援助	Ⅰ	Ⅰ
	30	酸素吸入療法の実施	Ⅰ	Ⅱ
	31	ネブライザーを用いた気道内加湿	Ⅰ	Ⅱ
	32	口腔内・鼻腔内吸引	Ⅱ	Ⅲ
	33	気管内吸引	Ⅱ	Ⅲ
	34	体位ドレナージ	Ⅰ	Ⅲ

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン 別表13-2
看護師教育の技術項目と卒業時の到達度（改正案）

項目	技術の種類		卒業時の到達度	
			演習	実習
7. 創傷管理技術	35	褥瘡予防ケア	Ⅱ	Ⅱ
	36	創傷処置（創洗浄、創保護、包帯法）	Ⅱ	Ⅱ
	37	ドレーン類の挿入部の処置	Ⅱ	Ⅲ
8. 与薬の技術	38	経口薬（バツカル錠、内服薬、舌下錠）の投与	Ⅱ	Ⅱ
	39	経皮・外用薬の投与	Ⅰ	Ⅱ
	40	坐薬の投与	Ⅱ	Ⅱ
	41	皮下注射	Ⅱ	Ⅲ
	42	筋肉内注射	Ⅱ	Ⅲ
	43	静脈路確保・点滴静脈内注射	Ⅱ	Ⅲ
	44	点滴静脈内注射の管理	Ⅱ	Ⅱ
	45	薬剤等の管理（毒薬、劇薬、麻薬、血液製剤、抗悪性腫瘍薬を含む）	Ⅱ	Ⅲ
	46	輸血の管理	Ⅱ	Ⅲ
9. 救命救急処置技術	47	緊急時の応援要請	Ⅰ	Ⅰ
	48	一次救命処置（Basic Life Support：BLS）	Ⅰ	Ⅰ
	49	止血法の実施	Ⅰ	Ⅲ
10. 症状・生体機能管理技術	50	バイタルサインの測定	Ⅰ	Ⅰ
	51	身体計測	Ⅰ	Ⅰ
	52	フィジカルアセスメント	Ⅰ	Ⅱ
	53	検体（尿、血液等）の取扱い	Ⅰ	Ⅱ
	54	簡易血糖測定	Ⅱ	Ⅱ
	55	静脈血採血	Ⅱ	Ⅲ
	56	検査の介助	Ⅰ	Ⅱ
11. 感染予防技術	57	スタンダード・プリコーション（標準予防策）に基づく手洗い	Ⅰ	Ⅰ
	58	必要な防護用具（手袋、ゴーグル、ガウン等）の選択・着脱	Ⅰ	Ⅰ
	59	使用した器具の感染防止の取扱い	Ⅰ	Ⅱ
	60	感染性廃棄物の取扱い	Ⅰ	Ⅱ
	61	無菌操作	Ⅰ	Ⅱ
	62	針刺し事故の防止・事故後の対応	Ⅰ	Ⅱ
12. 安全管理の技術	63	インシデント・アクシデント発生時の速やかな報告	Ⅰ	Ⅰ
	64	患者の誤認防止策の実施	Ⅰ	Ⅰ
	65	安全な療養環境の整備（転倒・転落・外傷予防）	Ⅰ	Ⅱ
	66	放射線の被ばく防止策の実施	Ⅰ	Ⅰ
	67	人体へのリスクの大きい薬剤のばく露予防策の実施	Ⅱ	Ⅲ
	68	医療機器（輸液ポンプ、シリンジポンプ、心電図モニター、酸素ボンベ、人工呼吸器等）の操作・管理	Ⅱ	Ⅲ
13. 安楽確保の技術	69	安楽な体位の調整	Ⅰ	Ⅱ
	70	安楽の促進・苦痛の緩和のためのケア	Ⅰ	Ⅱ
	71	精神的安寧を保つためのケア	Ⅰ	Ⅱ

保健師助産師看護師学校養成所指定規則

表 10

別表三 改正案（第四条関係）

教 育 内 容		単 位 数
基礎分野	科学的思考の基盤	}
	人間と生活・社会の理解	
専門基礎分野	人体の構造と機能	}
	疾病の成り立ちと回復の促進	
	健康支援と社会保障制度	6
専門分野	基礎看護学	1 1
	地域・在宅看護論	6 (4)
	成人看護学	6
	老年看護学	4
	小児看護学	4
	母性看護学	4
	精神看護学	4
	看護の統合と実践	4
	臨地実習	2 3
	基礎看護学	3
	地域・在宅看護論	2
	成人看護学	}
	老年看護学	
	小児看護学	
	母性看護学	
	精神看護学	2
	看護の統合と実践	2
合 計		1 0 2 (1 0 0)

- 備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。
- 二 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。
- イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学
- ロ 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校（同号イに掲げる学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）又は同条第二号の規定により指定

されている歯科衛生士養成所

ハ 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

ニ 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所

ホ 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号若しくは二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設

ヘ 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

ト 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

チ 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所

リ 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所

ヌ 言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

三 保健師学校養成所のうち第二条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表一に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

四 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習二十三単位以上及び臨地実習以外の教育内容七十九単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十二単位以上並びに専門分野四十三単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

五 臨地実習の総単位数二三単位から各教育内容の単位数の合計を減じた六単位は、効果的な実習を行うことが可能となるよう、教育内容を問わず設定することができるものとする。

別表三の二 改正案（第四条関係）

教 育 内 容		単 位 数
基礎分野	科学的思考の基盤	}
	人間と生活・社会の理解	
専門基礎分野	人体の構造と機能	}
	疾病の成り立ちと回復の促進	
	健康支援と社会保障制度	4
専門分野	基礎看護学	6
	地域・在宅看護論	5
	成人看護学	3
	老年看護学	3
	小児看護学	3
	母性看護学	3
	精神看護学	3
	看護の統合と実践	4
	臨地実習	16
	基礎看護学	2
	地域・在宅看護論	2
	成人看護学	}
	老年看護学	
	小児看護学	
	母性看護学	
	精神看護学	2
	看護の統合と実践	2
合 計		68

- 備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。ただし、通信制の課程においては、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条の規定の例による。
- 二 通信制の課程における授業は、大学通信教育設置基準第三条第一項及び第二項に定める方法により行うものとする。ただし、同課程における臨地実習については、同条第一項に定める印刷教材等による授業及び面接授業並びに病院の見学により行うものとする。
- 三 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。
- イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令に基づく大学
- ロ 歯科衛生士法第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校（同号イに掲げる学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）又は同条第二号の規定により指定されている歯科衛生士養成所

- ハ 診療放射線技師法第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所
- ニ 臨床検査技師等に関する法律第十五¹号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所
- ホ 理学療法士及び作業療法士法第十一条第一号若しくは二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設
- ヘ 視能訓練士法第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所
- ト 臨床工学技士法第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所
- チ 義肢装具士法第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所
- リ 救急救命士法第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所
- ヌ 言語聴覚士法第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所
- 四 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十六単位以上及び臨地実習以外の教育内容五十二単位以上（うち基礎分野八単位以上、専門基礎分野十四単位以上並びに専門分野三十単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

教育の基本的考え方		
1)	人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養う。	
2)	<u>対象を中心とした看護を提供するために、看護師としての人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う。</u>	
3)	看護師としての責務を自覚し、 <u>対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践する基礎的能力を養う。</u>	
4)	科学的根拠に基づいた <u>看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う。</u>	
5)	健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。	
6)	保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、 <u>多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々へ看護を提供する基礎的能力を養う。</u>	
7)	<u>専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続け、看護の質の向上を図る基礎的能力を養う。</u>	

教育内容		単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤	14	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間と社会の <u>仕組み</u> を幅広く理解する内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。 国際化へ対応しうる能力、 <u>情報通信技術（ICT）を活用するための基礎的能力を養う内容を含むものとする。</u> 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内容を含むことが望ましい。
	人間と生活・社会の理解		
小 計		14	
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進	16	<u>看護学の観点から人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を看護実践の基盤として学ぶ内容とする。</u> <u>臨床判断能力の基盤となる演習を強化する内容とする。</u> <u>アクティブラーニング等を分野・領域に関わらず活用することにより、主体的な学習を促す。</u> 人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健・医療・福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種の役割の理解等を含むものとする。
	健康支援と社会保障制度	6	
小 計		22	
専門分野	基礎看護学	11	基礎看護学では、 <u>臨床判断能力や看護の基盤となる基礎的理論や基礎的技術、看護の展開方法等を学ぶ内容とし、シミュレーション等を活用した演習を強化する内容とする。</u> <u>コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。</u> 事例等に対して、 <u>安全に看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。</u> 看護師として倫理的に判断し、 <u>行動するための基礎的能力を養う内容とする。</u> 地域・在宅看護論では、地域で <u>生活する人々とその家族を理解し、地域における様々な場での看護の基礎を学ぶ内容とする。</u> 地域で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、 <u>多職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。</u> 地域での終末期看護に関する内容も含むものとする。 講義、演習及び実習を効果的に組み合わせ、看護実践能力の向上を図る内容とする。 健康の保持・増進及び疾病の予防に関する看護の方法を学ぶ内容とする。 成長発達段階を深く理解し、様々な健康状態にある人々及び多様な場で看護を必要とする人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。 <u>チーム医療における看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップの発揮や多職種との連携・協働を学ぶ内容とする。</u> <u>臨床判断を行うための基礎的能力を養うために、専門基礎分野で学んだ内容をもとに看護実践を段階的に学ぶ内容とする。</u> 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。 災害の基礎的知識を含む内容とする。 諸外国における <u>保健・医療・福祉の課題を理解する内容とする。</u> 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。 効果的に臨地実習を行うことができるよう、各養成所において各教育内容の単位数を設定すること。ただし、各教育内容の単位数の設定は記載された数字以上とすること。 知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う実習とする。 対象者及び家族の意思決定を支援することの重要性を学ぶ実習とする。 チームの一員としての役割を学ぶ実習とする。 保健・医療・福祉との連携、協働を通して、 <u>切れ目のない看護を学ぶ実習とする。</u> <u>地域における多様な場で実習を行うこと。</u> <u>看護の統合と実践では、各専門領域での実習を踏まえ、実務に即した実習（複数の患者を受け持つ実習、一勤務帯を通した実習等）を行う。また、多職種と連携・協働しながら看護を実践する実習や、夜間の実習を行うことが望ましい。</u>
	地域・在宅看護論	6	
	成人看護学	6	
	老年看護学	4	
	小児看護学	4	
	母性看護学	4	
	精神看護学	4	
	看護の統合と実践	4	
	臨地実習	23	
	基礎看護学	3	
	地域・在宅看護論	2	
	成人看護学	4	
	老年看護学	2	
	小児看護学	2	
	母性看護学	2	
	精神看護学	2	
	看護の統合と実践	2	
小 計		66	
総 計		102	

備考 看護の対象の特性に鑑み、包括的かつ継続的な看護を学修できるよう、複数の領域を横断した科目を設定する等、効果的に学ぶための工夫をすることが望ましい。
専門分野の臨地実習の各教育内容における単位数は、最低限取得すべき単位数である。

教育の基本的考え方	
1)	人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養う。
2)	対象を中心とした看護を提供するために、看護師としての人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う。
3)	看護師としての責務を自覚し、対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践する基礎的能力を養う。
4)	科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う。
5)	健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。
6)	保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々へ看護を提供する基礎的能力を養う。
7)	専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続け、看護の質の向上を図る基礎的能力を養う。

教育内容		2年課程 2年課程 (定時制)	2年課程 (通信制)	留意点
		単位数	通信学習	
			単位数	
基礎分野	科学的思考の基盤	}	}	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間と社会の仕組みを幅広く理解する内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。 国際化へ対応しうる能力、情報通信技術（ICT）を活用するための基礎的能力を養う内容を含むものとする。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内容を含むことが望ましい。
	人間と生活・社会の理解			
	小 計	8	8	
専門基礎分野	人体の構造と機能	}	}	看護学の観点から人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を看護実践の基盤として学ぶ内容とする。 臨床判断能力の基盤となる演習を強化する内容とする。 人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健・医療・福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種の役割の理解等を含むものとする。
	疾病の成り立ちと回復の促進			
	健康支援と社会保障制度			
	小 計	14	14	
専門分野	基礎看護学	6	6	基礎看護学では、臨床判断能力や看護の基盤となる基礎的理論や基礎的技術、看護の展開方法等を学ぶため、看護学概論、看護技術、臨床看護総論を含む内容とし、シミュレーション等を活用した演習を強化する内容とする。 コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。 事例等に対して、安全に看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。 看護師として倫理的に判断し、行動するための基礎的能力を学ぶ内容とする。 地域・在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し、地域における様々な場での看護の基礎を学ぶ内容とする。 地域で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、多職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。 地域での終末期看護に関する内容も含むものとする。 講義、演習及び実習を効果的に組み合わせ、看護実践能力の向上を図る内容とする。 健康の保持・増進及び疾病の予防に関する看護の方法を学ぶ内容とする。 成長発達段階を深く理解し、様々な健康状態にある人々及び多様な場で看護を必要とする人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。 チーム医療における看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップの発揮や多職種との連携・協働を学ぶ内容とする。 基礎的臨床判断能力を養う内容とする。 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。 災害の基礎的知識を含む内容とする。 諸外国における保健・医療・福祉の課題を理解する内容とする。 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。
	地域・在宅看護論	5	5	
	成人看護学	3	3	
	老年看護学	3	3	
	小児看護学	3	3	
	母性看護学	3	3	
	精神看護学	3	3	
	看護の統合と実践	4	4	
	小 計	30	30	
	臨地実習		紙上事例演習	知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う実習とする。
			単位数	
	基礎看護学	2	1	対象者及び家族の意思決定を支援することの重要性を学ぶ実習とする。 チームの一員としての役割を学ぶ実習とする。 保健・医療・福祉との連携、協働を通して、切れ目のない看護を学ぶ実践する実習とする。 地域における多様な場で実習を行うこと。
	地域・在宅看護論	2	1	
	成人看護学	}	}	2
	老年看護学			
	小児看護学			
	母性看護学	2	1	1
	精神看護学	2	1	1
	看護の統合と実践	2	1	1
	小 計	16	8	8
総 計		68	68	

教育内容		単位数	留意点	
基礎分野	科学的思考の基盤	} 14		
	人間と生活・社会の理解			
	小 計	14		
専門基礎分野	人体の構造と機能	} 16	保健医療福祉行政論を含む内容とし、 <u>保健・医療・介護・福祉施策の企画及び評価について、事例を用いて政策形成過程等に関する演習を行う。</u> 保健統計学を <u>演習を通して学ぶ</u> 内容とする。	
	疾病の成り立ちと回復の促進			
	健康支援と社会保障制度	9		
	健康現象の疫学と統計	4		
	小 計	29		
専門分野	基礎看護学	11		
	<u>地域・在宅看護論</u>	4		
	公衆衛生看護学	16		
	公衆衛生看護学概論	2		
	個人・家族・集団・組織の支援	} 14		
	公衆衛生看護活動展開論			
	公衆衛生看護管理論			
	成人看護学			6
	老年看護学	4		
	小児看護学	4		
	母性看護学	4		
	精神看護学	4		
	看護の統合と実践	4		
	臨地実習	28		
	基礎看護学	3		
	<u>地域・在宅看護論</u>	2		
	公衆衛生看護学	5		
	個人・家族・集団・組織の支援実習	2		
	公衆衛生看護活動展開論実習	} 3		
	公衆衛生看護管理論実習			
	成人看護学			} 4
	老年看護学			
	小児看護学	2		
	母性看護学	2		
	精神看護学	2		
	看護の統合と実践	2		
	小 計	85		
	総 計			128

教育内容		単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤	} 14	
	人間と生活・社会の理解		
	小 計	14	
専門基礎分野	人体の構造と機能	} 16	基礎助産学の一部を含む内容とする。
	疾病の成り立ちと回復の促進		
	健康支援と社会保障制度	6	
	小 計	22	
専門分野	基礎看護学	11	基礎助産学の一部を含む内容とする。 基礎助産学の一部を含む内容とする。
	地域・在宅看護論	4	
	地域母子保健	2	
	成人看護学	6	
	老年看護学	4	
	小児看護学	4	
	母性看護学	4	
	精神看護学	4	
	看護の統合と実践	4	
	基礎助産学	5	
	助産診断・技術学	10	
	助産管理	2	
	臨地実習	34	
	基礎看護学	3	
	地域・在宅看護論	2	
	成人看護学	} 4	
	老年看護学		
	小児看護学		
	母性看護学	2	
	精神看護学	2	
	看護の統合と実践	2	
	助産学	11	
	小 計	94	
総 計		130	

※法令に基づき、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて療養上の世話及び診療の補助を行う
※実践については、看護職員や教員の指導の下で行う

准看護師の 実践能力	卒業時の到達目標		
	構成要素		
Ⅰ群 ヒューマンケ アの基本的な 能力	A. 対象者の理解	1	対象者の状態を理解するのに必要な基礎的な人体の構造と機能について理解する
		2	胎生期から死までの生涯各期の成長・発達・加齢の特徴に関する基礎的な知識をもとに対象者を理解する
		3	対象者を身体的・心理的・社会的・文化的側面から理解する
	B. 実施する看護につい ての説明責任	4	実施する看護の目的・方法について対象者の理解度を確認しながら説明する
	C. 倫理的な看護実践	5	看護職としての倫理観を持ち、法令を遵守して行動する
		6	対象者の尊厳を守る意義を理解し、価値観、生活習慣、慣習、信条等を尊重した行動をとる
		7	対象者の情報の取扱いの方法を理解し、適切な行動をとる
		8	対象者の選択権及び自己決定を尊重し、対象者及び家族の意思決定を支援する
	D. 援助的関係の形成	9	対人技法を用いて、信頼関係の形成に必要なコミュニケーションをとる
Ⅱ群 看護師の立案 した看護計画 を基に看護を 実践する能力	E. 情報収集	10	対象者を理解するために必要な情報を収集する
	F. 計画	11	立案された看護計画について理解する
	G. 実施	12	計画された看護を対象者の反応を捉えながら実施する
		13	対象者の安全・安楽・自立／自律に留意しながら、計画された看護を実施する
		14	看護援助技術を対象者の状態に合わせて実施する
		15	対象者の状態が変化し、指示の範囲外である場合には、医師、歯科医師又は看護師に指示を求め る
		16	実施した看護と対象者の反応を報告し、記録する
	H. 評価	17	実施した看護の結果について、評価された内容や修正された計画を理解する
Ⅲ群 健康の保持・ 増進、疾病の 予防、健康の 回復、苦痛の 緩和に関わる 実践能力	I. 健康の保持・増進、 疾病の予防	18	生涯各期における健康の保持増進や疾病予防における看護の基本的な役割を理解する
		19	環境が健康に及ぼす影響と予防策について理解する
	J. 健康の回復、苦痛の 緩和	20	対象者の健康状態や、実施される治療とその影響について理解する
		21	対象者の状態の変化について迅速に報告する
		22	合併症予防のために必要な看護を理解する
		23	立案された看護計画に基づき、心身の苦痛の緩和及び日常生活の自立／自律に向けた療養生活を 支援する
	K. 終末期にある対象へ の看護	24	終末期にある対象者の治療と苦痛、その人らしく過ごせる支援方法を理解する
		25	終末期にある対象者及び家族を多様な場においてチームで支援することの重要性を理解する
		26	基本的な救命救急処置の方法を理解し、模擬的に実践する
Ⅳ群 ケア環境と チーム体制を 理解し活用す る能力	L. 看護専門職の役割	27	准看護師の業務を法令に基づいて理解するとともに、その役割と機能を説明する
	M. 安全なケア環境の確 保	28	リスク・マネジメントを含む医療安全の基本的な考え方を理解する
		29	治療薬の安全管理について理解する
		30	感染防止の手順を遵守する
	N. 保健・医療・福祉 チームにおける多職種 の協働	31	保健・医療・福祉チームにおける看護師・准看護師及び他職種の機能・役割を理解する
		32	対象者をとりまく保健・医療・福祉関係者間の協働の必要性について理解する
		33	対象者をとりまくチームメンバー間で報告・連絡・相談等を行う
	O. 地域包括ケアシス テムにおける看護の役割	34	地域包括ケアシステムの観点から、多様な場における看護の基本的な機能と役割について理解す る
Ⅴ群 専門職者とし て研鑽し続け る基本能力	P. 継続的な学習	35	看護実践における自らの課題に取り組み、継続的に自らの能力の維持・向上に努める

保健師助産師看護師学校養成所指定規則

表 17

別表四 改正案（第五条関係）

教 育 内 容		時 間 数	
基礎分野	論理的思考の基盤	3 5	
	人間と生活・社会	3 5	
専門基礎分野	人体の仕組みと働き	1 0 5	
	栄養	3 5	
	薬理	7 0	
	疾病の成り立ち	1 0 5	
	保健医療福祉の仕組み	}	3 5
	看護と法律		
	専門分野	基礎看護	}
看護概論		7 0	
基礎看護技術		2 4 5	
臨床看護概論		7 0	
成人看護		}	2 1 0
老年看護			
母子看護			7 0
精神看護			7 0
臨地実習			7 3 5
基礎看護		}	2 1 0
成人看護			3 8 5
老年看護			
母子看護			7 0
精神看護			7 0
合 計		1, 8 9 0	

准看護師教育の基本的考え方			
1) 人間を身体的・精神的・社会的側面から把握し、対象者を生活する人として理解する基礎的能力を養う。			
2) 医師、歯科医師、又は看護師の指示のもとに、療養上の世話や診療の補助を、対象者の安楽を配慮し安全に実施することができる能力を養う。			
3) 疾病をもった人々と家族のさまざまな考え方や人格を尊重し、倫理に基づいた看護が実践できる基礎的能力を養う。			
4) 保健・医療・福祉チームにおける各職種の役割を理解し、准看護師としての役割を果たす基礎的能力を養う。			
5) 看護実践における自らの課題に取り組み、継続的に自らの能力を維持・向上する基礎的能力を養う。			

教育内容		時間数	留意点	
基礎分野	論理的思考の基盤	35	<u>コミュニケーションの基礎となる読解力及び表現力を養う内容とする。</u> <u>情報通信技術（ICT）の基礎的知識や情報管理を学ぶ内容とする。</u>	
	人間と生活・社会	35	<u>保健・医療・福祉を取り巻く社会の仕組みを知るための基礎的能力を養う内容とする。</u> <u>人権の重要性について理解し、倫理的な視点や尊厳の保持について学び、人間を生活者として理解するための内容とする。</u>	
	小 計	70		
専門基礎分野	人体の仕組みと働き	105	<u>人体の構造と機能について、生活行動の観点から理解する内容とする。</u>	
	栄養	35		
	薬理	70		
	疾病の成り立ち	105	<u>疾病の成り立ちと回復を理解するのに必要な薬物、感染症、栄養等に加え、感染と予防について理解するための基礎的知識を学ぶ内容とする。</u> <u>准看護師としての役割と責任を果たすために、保健医療福祉の仕組みを理解し、かつ、看護に係る法制度と結び付けて学ぶ内容とする。</u>	
	保健医療福祉の仕組み 看護と法律	35		
	小 計	350		
専門分野	基礎看護	385	<u>看護の基盤となる「看護」及び「環境」「健康」「人間」の概念、生活者としての対象の理解、准看護師の役割と機能、看護における倫理の他、在宅などの多様な場における療養生活や基礎的な災害時の看護について学ぶ内容とする。</u> <u>また、シミュレーション教育を活用し、実践に結び付けられるよう教授方法を工夫する。</u>	
	看護概論	70		<u>患者等の心理を理解し、信頼関係を深めることができるコミュニケーション技術を身につける内容とする。</u>
	基礎看護技術	245		<u>根拠を理解した上で、自立／自律して対象の状態に応じた看護技術を安全・安楽に提供することを目指す内容とする。</u>
	臨床看護概論	70		<u>患者の状態や変化を的確に観察した上で、適切に報告し、記録できる能力を養う内容とする。</u>
	成人看護	210	<u>各領域における対象の理解と必要な看護について学ぶ内容とする。</u>	
	老年看護			
	母子看護			
	精神看護			
	小 計	735		
	臨地実習	735	<u>看護の対象の理解を促し、各科目で学習した療養上の世話と診療の補助を体験する内容とする。</u> <u>自身の行った看護実践を振り返り、安全・安楽な看護について考え実践する姿勢を養う内容とする。</u> <u>チームにおける准看護師の役割や責任を意識しながら援助を行う視点を養う内容とする。</u> <u>在宅などの多様な場における対象者の療養生活を学ぶ内容とする。</u>	
	基礎看護	210		
	成人看護	385		
	老年看護			
母子看護				
精神看護				
小 計	735			
総 計		1,890		

品目	数量
家庭訪問用具	
家庭訪問指導用具一式	学生数
家庭用ベッドまたは布団一式（成人・小児用）	学生5人に1
リネン類	適当数
清拭用具一式	学生5人に1
排泄用具一式	適当数
機能訓練用具	
車椅子	適当数
歩行器	適当数
自助具	適当数
在宅ケア保健指導用具	
診察用具一式	学生5人に1
予防接種用具一式	学生5人に1
小児保健指導用具	
沐浴指導用具一式（沐浴用人形、沐浴槽等）	学生5人に1
調乳指導用具一式	学生5人に1
離乳食指導用具一式	学生5人に1
育児用品一式（発達段階別）	学生5人に1
歯科指導用具一式	学生5人に1
乳幼児発達検査用具	学生2人に1
母性保健指導用具	
乳房腫瘍触診人形	学生10人に1
成人、高齢者保健指導用具	
検査用具一式（塩分測定器、カロリーカウンター、皮厚計、 <u>スモーカーライザー</u> 等）	※
健康増進関連機器	
握力計	※
肺活量計	※
背筋力計	※
体脂肪計	※
エルゴメーター	※
検査用器具	
血圧計	学生5人に1
聴診器	学生5人に1
検眼用具一式	学生5人に1
計測用器具	
体重計（成人・小児用）	1
身長計（成人・小児用）	1
産業保健指導用環境測定器	
照度計	※
騒音計	※
粉塵計	※
疲労測定器	※
水質検査用機器	※
各種模型	
実習用モデル人形	学生5人に1
乳房マッサージ訓練モデル	適当数
人工呼吸訓練人形	適当数
栄養指導用フードモデル	適当数
保健指導用パネル	適当数
視聴覚教材	
<u>映像・音声を記録・再生する装置一式</u>	適当数
教材用DVD等	適当数
プロジェクター	適当数
ワイヤレスマイク	適当数
その他	
パーソナルコンピューター	適当数
複写機、 <u>プリンター</u>	適当数
図書	
保健師教育に関する図書	1,500冊以上
学術雑誌	20種類以上

備考 ※の機械器具については、教育内容や方法にあわせて講義又は演習時のみ備えることでも差し支えないこと。また、視聴覚教材は、同様の機能を有する他の機器で代替することができる。図書については、電子書籍でも可能ではあるが、学生が使用できる環境を整えること。

品目	数量
分娩台	2
分娩介助用器具	
分娩介助用機械器具一式	学生4人に1
分娩介助用リネン一式	学生4人に1
器械台、点滴スタンド等	各々適当数
ファントム	学生10人に3
沐浴用具	
沐浴用トレイ	学生4人に1
沐浴槽	学生4人に1
沐浴用人形	学生4人に1
新生児用衣類	学生4人に1
トラウベ式桿状聴診器	適当数
ドップラー	2
妊娠暦速算器	適当数
診察台、椅子	2
新生児用ベッド	2
保育器	※
新生児処置台	1
リネン類	適当数
家庭分娩介助用具一式	適当数
家庭訪問指導用具一式	学生4人に1
計測用器具	
体重計、巻尺、血圧計、骨盤計、児頭計測器等	各々適当数
手術用器具	
吸引娩出器	適当数
産科鉗子	適当数
縫合用具一式(持針器、針等)	学生4人に1
新生児救急処置用具一式	学生10人に1
酸素吸入器具	適当数
排泄用具一式	
導尿用具一式	適当数
調乳用具一式	適当数
実習モデル人形	
気管内挿管訓練人形(新生児用)	学生10人に1
妊婦腹部触診モデル人形	学生10人に1
新生児人工蘇生人形	学生10人に1
乳房マッサージ訓練モデル	適当数
各種模型	
乳房解剖模型	適当数
骨盤底筋肉模型	適当数
骨盤径線模型	適当数
子宮頸管模型	適当数
内診模型	適当数
骨盤模型	適当数
胎児発育順序模型	適当数
ペッサリー指導模型	適当数
受胎調節指導用具一式	学生4人に1
視聴覚教材	
映像・音声を記録・再生する装置一式	適当数
教材用DVD等	適当数
プロジェクター	適当数
ワイヤレスマイク	適当数
その他	
パーソナルコンピューター	適当数
複写機、プリンター	適当数
図書	
助産師教育に関する図書	1,500冊以上
学術雑誌	20種類以上

備考 ※の機械器具及び模型については、教育内容や方法にあわせて講義又は演習時のみに備えることでも差し支えないこと。また、視聴覚教材は同様の機能を有する他の機器で代替することができる。図書については、電子書籍でも可能ではあるが、学生が使用できる環境を整えること。

品目	数量
ベッド	
成人用ベッド（高さや傾きが調整可能なものを含む）	学生4人に1
小児用ベッド	適当数
新生児用ベッド	適当数
保育器	※
床頭台	適当数
オーバーベッドテーブル	適当数
患者用移送車（ストレッチャー）	1
担架	※
実習用モデル人形	
看護実習モデル人形	学生10人に1
注射訓練モデル	適当数
静脈採血注射モデル	適当数
気管内挿管訓練モデル	適当数
救急蘇生人形	適当数
経管栄養訓練モデル	適当数
吸引訓練モデル	適当数
導尿訓練モデル	適当数
浣腸訓練モデル	適当数
乳房マッサージ訓練モデル	適当数
沐浴用人形	学生4人に1
ファントム	適当数
看護用具等	
洗髪用具一式	適当数
清拭用具一式	適当数
沐浴槽	学生4人に1
排泄用具一式	適当数
口腔ケア用具一式	適当数
褥法用具一式	適当数
処置用具等	
診察用具一式	適当数
計測器一式	適当数
救急処置用器材一式	適当数
人工呼吸器	※
注射用具一式	適当数
経管栄養用具一式	適当数
浣腸用具一式	適当数
洗浄用具一式	適当数
処置台又はワゴン	ベッド数
酸素吸入装置及び酸素ボンベ	※
吸入器	※
吸引装置又は吸引器	※
心電計	※
輸液ポンプ	※
機能訓練用具	
車椅子	適当数
歩行補助具	※
自助具（各種）	適当数
在宅看護用具	
手すり付き風呂	1
車椅子用トイレ	1
低ベッド	1
リネン類（各種）	適当数

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン 別表 9
機械器具、模型及び図書（看護師養成所）（改正案）

品目	数量
模型	
人体解剖	1
人体骨格	1
血液循環系統	1
頭骨分解	1
心臓解剖	1
呼吸器	1
消化器	1
脳及び神経系	1
筋肉	1
皮膚裁断	1
目・耳の構造	1
歯の構造	1
鼻腔・咽頭・喉頭の構造	1
腎臓及び泌尿器系	1
骨盤径線	1
妊娠子宮	1
胎児発育順序	1
受胎原理	1
栄養指導用フードモデル（各種）	適当数
視聴覚教材	
映像・音声を記録・再生する装置一式	適当数
教材用DVD等	適当数
プロジェクター	適当数
ワイヤレスマイク	適当数
その他	
パーソナルコンピューター	適当数
複写機、プリンター	適当数
図書	
基礎分野に関する図書	1,000冊以上
専門基礎分野及び専門分野に関する図書	1,500冊以上
学術雑誌	20種類以上

備考 ※の機械器具については、教育内容や方法にあわせて講義又は演習時のみに備えることでも差し支えないこと。
また、視聴覚教材は同様の機能を有する他の機器で代替することができる。図書については、電子書籍でも可能ではあるが、学生が使用できる環境を整えること。

品目	数量
ベッド	
成人用ベッド（高さや傾きが調整可能なものを含む。）	学生4人に1
小児用ベッド	適当数
新生児用ベッド	適当数
床頭台	適当数
オーバーベッドテーブル	適当数
患者用移送車（ストレッチャー）	1
実習用モデル人形	
看護実習モデル人形	2
注射訓練モデル	適当数
救急蘇生人形	適当数
経管栄養訓練モデル	適当数
吸引訓練モデル	適当数
導尿訓練モデル	適当数
浣腸訓練モデル	適当数
沐浴用人形	2
静脈採血注射モデル	適当数
看護用具等	
洗髪用具一式	適当数
清拭用具一式	適当数
沐浴槽	2
排泄用具一式	適当数
口腔ケア用具一式	適当数
罨法用具一式	適当数
処置用具等	
診察用具一式	適当数
計測器一式	適当数
救急処置用器材一式（人工呼吸器を除く）	※
注射用具一式	適当数
経管栄養用具一式	適当数
浣腸用具一式	適当数
洗浄用具一式	適当数
処置台又はワゴン	2
酸素吸入装置及び酸素ボンベ	※
吸入器	※
吸引装置又は吸引器	※
輸液ポンプ	※
機能訓練用具	
車椅子	適当数
歩行補助具	※
自助具（各種）	適当数
リネン類（各種）	適当数
模型	
人体解剖	1
人体骨格	1
血液循環系統	1
頭骨分解	1
呼吸器	1
消化器	1
筋肉	1
妊娠子宮	1
胎児発育順序	1
視聴覚教材	
映像・音声を記録・再生する装置一式	適当数
教材用DVD等	適当数
プロジェクター	適当数
ワイヤレスマイク	※
その他	
パーソナルコンピューター	※
複写機、プリンター	適当数
図書	
基礎科目に関する図書	500冊以上
専門基礎科目及び専門科目に関する図書	1,000冊以上
学術雑誌	10種類以上

備考 ※の機械器具については、教育内容や方法にあわせて講義又は演習時のみに備えることでも差し支えないこと。また、視聴覚教材は同様の機能を有する他の機器で代替することができる。図書については、電子書籍でも可能ではあるが、学生が利用できる環境を整えること。